

女性活躍推進法に基づく学校法人鶴岡学園行動計画

女性活躍推進法は、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、雇用している、又は雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることとされています。

本学では、下記のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標1： 管理職に占める女性労働者の割合を35%以上にする。

〈対策〉

令和3年4月～ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリングを行う体制を整える。

女性管理職と女性労働者との交流機会の設定に向けた体制を整える。

目標2： 男女別の育児休業取得率を50%以上、平均取得期間2ヶ月以上にする。

〈対策〉

令和3年4月～ 利用可能な制度（育児休業制度、子の看護休暇、育児短時間勤務等）を周知する。

令和3年4月1日

学校法人鶴岡学園

事務局長 浅見晴江